

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年12月20日(2018.12.20)

【公表番号】特表2017-535335(P2017-535335A)

【公表日】平成29年11月30日(2017.11.30)

【年通号数】公開・登録公報2017-046

【出願番号】特願2017-524431(P2017-524431)

【国際特許分類】

A 6 1 M 16/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 16/06 A

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月6日(2018.11.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

マスクフレームと前記マスクフレームに接続されるように構成されたヘッドギアとを備えるマスクアセンブリであって、前記マスクフレームおよび前記ヘッドギアのうちの少なくとも一方が、ポストを備えるコネクタを備え、前記マスクフレームおよび前記ヘッドギアのうちの他方が、フックを備えるコネクタを備え、前記フックが、前記フックが前記ポストを中心に前記マスクフレームに向かってかつ前記マスクフレームから離れる方向に回転することができるよう、前記ヘッドギアを前記マスクフレームに接続するように前記ポストを受け入れるように構成され、前記マスクアセンブリが、前記フックと前記ポストとの間の相対回転の範囲を制限するように構成された少なくとも1つの回転制限構造をさらに備える、マスクアセンブリ。

【請求項2】

前記回転制限構造が、前記マスクフレームおよび前記ヘッドギアのうちの一方に端部止め具を備え、それに対して、前記マスクフレームおよび前記ヘッドギアのうちの他方が、前記マスクフレームと前記ヘッドギアとの間の所定量の相対回転の後に当接する、請求項1に記載のマスクアセンブリ。

【請求項3】

2つの端部止め具を備え、一方が前記マスクフレームにあり、他方が前記ヘッドギアにあり、前記端部止め具が、前記マスクフレームと前記ヘッドギアとの間の所定量の相対回転の後に当接するように構成されている、請求項1又は2に記載のマスクアセンブリ。

【請求項4】

一方の端部止め具が前記フックに設けられ、他方の端部止め具が前記ポストに設けられている、請求項3に記載のマスクアセンブリ。

【請求項5】

前記フックおよび前記ポストのうちの少なくとも一方が、2つの間隔を空けて配置された端部止め具を備え、前記フックと前記ポストとの間の相対運動は、前記2つの間隔を空けて配置された端部止め具の間の距離によって制限される、請求項4に記載のマスクアセンブリ。

【請求項6】

前記端部止め具のうちの一方が、前記フックおよび前記ポストのうちの一方から突出す

る突出部を備え、前記フックおよび前記ポストのうちの他方が、対向する端部を有する溝または凹部を備え、前記対向する端部が、前記2つの間隔を空けて配置された端部止め具を形成し、前記突出部が、前記ヘッドギアが前記マスクフレームに接続されたときに前記溝または凹部に受け入れられ、かつ、前記突出部が前記溝または凹部内で前記対向する端部の間で移動するように、構成されている、請求項4に記載のマスクアセンブリ。

#### 【請求項7】

前記溝または凹部が前記ポストに設けられ、前記突出部が前記フックに設けられている、請求項4に記載のマスクアセンブリ。

#### 【請求項8】

##### マスクフレームは、

呼吸ガス送達導管に接続されるように構成された導管接続アーチャを備える中央領域であって、概念的な中心垂直平面が前記導管接続アーチャの中心を通って延在する、中央領域と、

各々が前記中心垂直平面から離れる方向に前記中央領域から外側に延在している、第1横方向アームおよび第2横方向アームと、

を備え、

各横方向アームが、ある長さを有し、前記中央領域から遠い遠位端で終端し、各横方向アームが上部マージンおよび下部マージンを備え、

各横方向アームがその長さに沿ってねじれ、それにより、各横方向アームの端部における前記下部マージンが、各横方向アームの前記端部における前記上部マージンより前記概念的な中心垂直平面から離れて配置される、請求項1～7のいずれか一項に記載のマスクアセンブリ。

#### 【請求項9】

前記横方向アームが、

前記フレームの前記中央領域から横方向に外側に、

患者の耳に向かって後方に、かつ

前記横方向アームが、上方に傾斜し、それにより、前記横方向アームの前記端部から前記使用者の側頭と耳との間の領域まで延在する方向に沿って延在するように、上方に、延在している、請求項8に記載のマスクアセンブリ。

#### 【請求項10】

前記横方向アームが、前記鼻の下方から前記耳の頂部における前記側頭の間の箇所まで進むベクトルに沿って上方に延在している、請求項9に記載のマスクアセンブリ。

#### 【請求項11】

各横方向アームが平面ストリップを備え、各ストリップの端部が、前記上部マージンおよび前記下部マージンそれぞれにおいて上隅および下隅を画定し、前記側部アームが、それらの長さに沿ってねじれ、それにより、前記横方向アームの前記端部の前記下隅が前記上隅より前記フレームの前記中央領域から離れて配置される、請求項8～10のいずれか一項に記載のマスクアセンブリ。

#### 【請求項12】

各横方向アームが、その長さに沿ってテーパ状であり、すなわち、前記上部マージンと前記下部マージンとの間の距離が、各横方向アームの長さの少なくとも一部に沿って低減している、請求項11に記載のマスクアセンブリ。

#### 【請求項13】

前記横方向アームの前記端部が、前記エルボ接続アーチャの中心を通る概念的な水平中間平面の下方に配置されている、請求項8～12のいずれか一項に記載のマスクアセンブリ。

#### 【請求項14】

各アームの前記端部が、前記フレームをヘッドギアに接続するように構成されたヘッドギアコネクタを備える、請求項8～13のいずれか一項に記載のマスクアセンブリ。

#### 【請求項15】

前記ヘッドギアコネクタが、ヘッドギアに取り付けられたヘッドギアクリップのフックのための接続箇所を提供するように構成されたループおよびポストを備える、請求項14に記載のマスクアセンブリ。

【請求項 16】

前記ヘッドギアコネクタが、前記ヘッドギアコネクタに接続されたヘッドギアと前記マスクフレームとの間の相対回転を制限するように構成された回転制限構造を備える、請求項14または15に記載のマスクアセンブリ。

【請求項 17】

前記回転制限構造が、前記マスクフレームと前記ヘドギアとの間の所定量の相対回転の後に前記ヘッドギアが当接する、端部止め具を備える、請求項16に記載のマスクアセンブリ。